

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる休日に当たる翌日)

鳥取県規則第三十六号

鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県しゆんせつ船貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「六、七一〇円」を「八、三六一円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

- ◆規 則 鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
- ◆昭 和 四十九年度地籍調査事業計画の決定
- ◆保安林の指定の解除

解除予定の保安林(五件)

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

開発行為に関する工事の完了(三件)

◆雑 報 地方職員共済組合の昭和四十九年度事業計画及び予算の
要旨

規 則

昭和四十九年六月四日

鳥取県しゆんせつ船貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四十九年六月四日

鳥取県告示第四百九十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

告 示

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏	名	登録の年月日
鳥医第一 八八四号	岸 本 幸 廣		昭和四十九年五月八日

鳥取県告示第四百九十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十九年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十九年六月四日

昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

調査を行ふ者 の名称	調査地域	調査期間	調査換算面積
鳥取市	宮谷、島里仁、徳尾、桂見、足山、岩吉、布勢、湖山の一部	昭和五十年三月三十一日まで	○・六四平方キロメートル
気高町	上光、宿、土居	/	一・〇〇、

鳥取県告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二 一九六三の一五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町大字別所字木谷一二七八の四〇、一二七八の四二、一二七八の四五、一二七八の五六から一二七八の六三まで、一二七八の六八から一二七八の七一まで、一二七八の七四から一二七八の七九まで、一

鳥取県告示第四百九十九号

二七八の八一、一二七八の八三から一二七八の一〇一まで、一二七八の

一〇四から一二七八の一〇まで、一二七八の一五、一二七八の一

七、大字門谷字アチ谷ノ三 九〇四の二、字六郎谷ノ二 九五七の二、

字六郎谷ノ三 九五八の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第五百一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷三四三七の一、三四三七の九、三四三

鳥取県告示第五百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字坂ノ元六六二の一 (次の図に示す部分に限る。)

八頭郡智頭町大字波多字坂ノ元六六二の一 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

八頭郡智頭町大字姫路字広畑ケの一 八〇三の五一、八〇三の五二、

八〇三の五六、字内源山八〇四の一、字石ヶ谷八〇五の一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四号

昭和四十九年五月十六日付けで関金土地改良区から申請のあつた土地改良（浅井地区維持管理）事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年六月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡関金町大字関金宿一、一七五

関金土地改良区事務所

鳥取県告示第五百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五号

昭和四十九年四月十六日付けで国府町から申請のあつた土地改良（宇倍野地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年六月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

法律第百号) 第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年三月十日 鳥取県指令受米土総第一百七十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原三九九一

出光興産株式会社米子支店

支店長 楠野源一

鳥取県告示第五百七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年一月九日 鳥取県指令受米土総第十一百号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市博労町二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市博労町二丁目九〇 上田熊吉

鳥取県告示第五百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年一月九日 鳥取県指令受米土総第十一百号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢二十

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳九二九

東京印刷株式会社

代表取締役 杉原誠一郎

雜 報

地方職員共済組合定期第34条の規定に基づき、昭和49年度事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和49年 6月 4 日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

昭和49年度事業計画及び予算の要旨

(単位：人)

3. 組合員の数(年度末見込)

事業計画

1. 組合に属する地方公共団体の数

区	分	数
都道府県	47	
一部事務組合	17	
地方開発事業団	5	69

2. 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数

(年度末見込)
(単位：人、千円)

組合員の種類	一般組合員	知事	短期	船員	一般	船員	船員	職員	組合職員	負担金率		掛金率
										短期	長期	
組合員数	365,369	46	3	1,835	1	324	2,471	369,547				
給料(俸給)月額	41,390,560	10,120	660	150,476	159,33,952	166,447	41,742,374					
同上組合員1人当たりの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	113		
被扶養者数	607,652	77	11	3,384	3	686	1,372	613,185				
同上組合員1人当たり	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.66		

5. 主たる経理単位別の概況

(1) 短期経理

收支見込状況では、差引当期利益金△5,815百万円と不足を生じることとなるが、前年度末まで積み立てられている不足金補てん積立金等により補てんする予定である。

(2) 長期経理

年度末資産総額は、前年度末より57,590百万円増加し366,253百万円となる見込みである。

その構成割合は、流動資産及び長期投資(1号資産)40%(146,5

- 01百万円)、不動産の取得及び不動産の取得のための貸付金(2号資産)17% (62,263百万円)、不動産の取得以外の貸付金(3号資産)は43% (157,489百万円)となる見込みである。
- (3) 保健経理
- 保健事業として健康管理(健康診断、予防接種、人間ドック受診助成等)に493百万円、施設経営(海の家、山の家及び運動施設の設置等)に94百万円、レクリエーション(各種スポーツ及びサークルの助成等)に515百万円、その他の事業として87百万円、総額1,189百万円の事業を行う予定である。
- (4) 医療経理
- 組合員のための医療施設として病院1、診療所22、結核病棟2を経営する。
- (5) 宿泊経理
- 宿泊、保養所施設として経営するものは年度内開館する1施設を含めると80施設になる予定である。
- (6) 貯金経理
- 本年度あらたに1支部が加わり15支部が実施し、年度末貯金総額は24,881百万円、件数は296,394件となる見込みである。
- (7) 貸付経理
- 年度末組合員貸付金総額は59,880百万円で件数は203,110件となる見込みであり、うち、住宅貸付は152,302百万円、157,912件の見込みである。
- (8) 物資経理
- 本年度あらたに1支部が事業を開始する予定であり、実施支部数

12支部となり、事業種目は、①物品販売 ②物資購入斡旋 ③食堂及び理容美容事業である。
商品売上及び施設収入の総額は7,306百万円となる見込みである。

2 予算

各経理単位別の収支見込の概況は次のとおりである。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

昭和49年度各経理単位別収支見込み状況

(単位:百万円)

区分	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資
(収入)									
負担金掛金	32,882	71,058	481	1,677					
施設収入、患者収入、商品売上				106	774	7,093			7,307
他経理より繰入金			211		106	604	2	2	41
利息・その他収入	351	19,635	43	468	10	157	2,003	8,410	70
前年度繰越支払準備金	4,618	154							
前年度繰越責任準備金		308,150							
計	37,851	398,997	735	2,251	890	7,854	2,005	8,412	7,418
(支出)									
給付金	37,428	33,083							
役職員給与			410	68	315	2,323	78	166	478
薬品、医療材料、飲食材料					314	2,111			215
商品仕入						319			6,344
支払利息						500	1,839	7,966	
他の経理へ繰入		100		867					
その他の支出		10	299	1,312	176	2,266	32	280	346
次年度繰越支払準備金	6,238	161							
次年度繰越責任準備金		365,643							
計	43,666	398,997	709	2,247	805	7,519	1,949	8,412	7,333
差引当期利益金△	5,815		26	4	85	335	56		35
年度末支払準備金	6,238	161							
年度末責任準備金		365,643							
年度末積立金			102	988	273	2,571	493		156
年度末剩余额△	1,362		104	263	80				462